

第 19 回検討会

- 検討会の評価の視点に対応した OIST からの報告【財務】に関する参考資料 -

プロボストオフィス

研究費の適正な執行に関するガイドライン

平成28年5月13日

研究支援ディビジョン
財務ディビジョン
施設管理ディビジョン
アドミニストレイティブ・コンプライアンス・ディビジョン

平成31年4月1日 改訂

研究費の適正な執行に関するガイドライン

本学の全ての教員及び研究者は、最高レベルの研究倫理を保持し、法令を遵守することが求められています (PRP 4.1)。また本学における研究費はほとんど全額が日本国民の貴重な税金により賄われており、研究費を使用する全ての教員及び研究者は、善良な管理者の注意[1]をもって執行する法律上の義務を負っています。

PRPに明記されているとおり、ユニットに配分された研究費の執行については、ユニットの長たる教員又は研究者が説明責任を負っています (PRP 28.1)。各研究ユニットに配分された研究費を用いた物品・役務の購入は研究と直接関連する業務目的に限られます。個人的に使用する目的で、物品または役務を調達することは厳格に禁止されています (PRP28.2.4)。研究業務目的であるか否か不明確な調達については、研究遂行上の必要性を説明する文書の提出が求められる場合があります。なお什器類など研究室の環境整備に係る物は施設管理ディビジョンでまとめて購入します。

また、購入した物品は資産・備品か消耗品かにかかわらず、個人の私物ではなく、OISTの資産です。教員及び研究者を含むすべての役職員は、物品の使用・管理にあたっては、善良なる管理者の注意義務を負います。購入した物品を私的に使用した場合はもちろんですが、故意または過失により紛失した場合も懲戒処分の対象となる可能性があります (PRP38.3.2)。

研究費を支出することができないものの例

研究費を支出することができないものの例を以下に挙げます。ここに挙げた物品や役務はあくまで一例であって、全てをカバーするわけではありません。教員及び研究者は、配分された研究費を支出しようとするときは、「Reasonable Person Test」に従って、それが研究業務目的であるかどうかの判断を行ってください。判断が難しい場合は、プロボストオフィスに助言を求めることができますが、研究業務目的であることの説明責任は教員及び研究者が負っています。

研究の内容によっては、研究目的で以下の物品や役務の購入が必要となる場合があるかもしれません。研究目的でそれらの物品や役務の購入を希望する場合は、それらの研究遂行上の必要性を説明する文書(書式自由)と、製品カタログ等内容がわかる資料を添付の上購入手続を行わなければなりません。

○私用とみなされる物の例

旅行用スーツケース、旅行用バッグ類、システム手帳、電子手帳、日記帳、音楽・映画等のCD・DVD・BDやダウンロード販売される音楽・映画等のソフト、カーナビゲーター、個人名の彫刻された印章、朱肉、年賀状やクリスマスカード、私物の発送についての郵送料・切手代・宅配料、専ら自宅に設置して使用する目的で購入されるPC及びPC周辺機器、スポーツ用品・用具等

○研究に直接関係のない物の例

高級文房具、研究室に常備するお茶・飲料水・茶菓子（来訪者に提供するお茶・飲料水についてはサプライセンターに依頼）、ガイドブック、金庫、鍵類、研究用ではない衣類・靴、手土産、記念品、日用品・雑貨（研究資材として用いるものを除く）、テレビ、オーディオ機器（研究資材として用いるものを除く）、研究に関係のない図書および図書データ等

○研究室の環境整備に係る物の例（→施設管理ディビジョンに相談）

机、椅子、什器類、脚立・踏み台、ホワイトボード、扇風機、ストーブ、電気スタンド、冷蔵庫、ポット、ワゴン、コーヒーメーカー、空気清浄器、電子レンジ等の簡易調理器具等

ITに関連する調達について

携帯電話、月額使用料を伴うタブレット端末については、PRP 第18章「通信サービス・機器」に基づき、各ユニット・セクションで直接購入するのではなく、ITセクションに購入を求めする必要があります。

パソコンケース等パソコン周辺備品は、サプライストアを通じて発注する必要があります。

その他注意の必要な調達

✓ 役務提供が家族等の近親者によるものは認められません。

✓ 研究との直接的な関連性がない講座受講や資格取得・更新等の費用を研究費から支出することは認められません。同窓会会費等研究との直接的な関連性が説明できない会費や会合への参加費も同様です。

✓ PCやデジカメを毎年購入しているユニット・セクション、年度末に大量の物品購入があるユニット・セクション、その他不要不急の物品購入を行っているユニット・セクションについては、会計検査院検査、監事監査および内部監査で指摘を受ける場合があります。各調査機関に対し、研究上の必要性・関連性に基づく購入であることを説明できることを、常に意識して物品や役務の購入を行ってください。

[1]業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のこと。注意義務を怠ったことにより損害が発生した場合は、損害賠償の責任を問われることになります。

改訂履歴

版数	決定日	改訂内容
第1版	平成28年5月13日	初版発行
第2版	平成31年4月1日	組織変更に伴い、研究費の支出の判断が難しい場合に助言を求めることができる部署を「Dean of Research Office」から「プロボストオフィス」に変更

問い合わせ先

プロボストオフィス
research-budget@oist.jp

本学における研究費の不正使用について

◇研究機関名 沖縄科学技術大学院大学

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 26 年度に実施した、各研究ユニットによる少額発注に対する内部監査の結果、1 研究ユニットにおいて、研究に使用されているか判然としない消耗品の購入が見つかった。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果、当該研究ユニットにおいて公的研究費の不正使用が行われた可能性があることが示されたため、公的研究費調査委員会を設置して本調査を行うことを決定した。

◇調査

【調査体制】

平成 27 年 4 月 17 日付で公的研究費調査委員会を設置して本調査を実施

教員担当学監（委員長）

統括弁護士

副学長（アドミニストレイティブ・コンプライアンス担当）、

副学長（財務担当）

准副学長（アドミニストレイティブ・コンプライアンス担当）、

コンプライアンス・セクションリーダー

【調査内容】

・調査期間

平成 27 年 4 月～8 月

・調査対象

平成 25 年度及び平成 26 年度の当該研究ユニットによる物品購入（運営費補助金）

・調査方法

証拠書類及び証拠資料の調査

物品の実査

関係者からの聴き取り

◇調査結果

【不正の種別】

運営費補助金の目的外使用

【不正使用額】

570,802 円

【不正等の具体的内容】

下記物品は本来私費で購入すべきものであり、補助金を使用したことは目的外使用に該当する。

研究と関係のないソフトウェア (280,750 円)

旅行用品等その他研究と関係のない物品 (290,052 円)

【判断理由】

本学の内部規則により、業務目的以外の目的の購買は禁じられており、調達権限を有する教員は、購買に関する説明責任を負っているが、上記の各物品については、業務目的であることについて当該教員から合理的な説明が得られなかった。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

(1) 当該教員の研究費使用ルールの理解不足及び倫理観の欠如

当該教員は、本学の研究費が日本国民の税金により賄われており、適切に執行しなければならないというルールに対する理解と倫理観が欠けていた。

(2) 研究費使用に関する管理体制の脆弱性

教員による発注（購入額 50 万円未満の少額発注）に関して、具体的な運用ルール、事務部門による牽制機能及び事後チェックなどの内部統制の仕組みに脆弱な部分があった。

【再発防止策】

(1) 教員に対する研究費使用ルールの周知徹底・意識向上に関する取組

① 本事案を踏まえて、臨時学長代理から全教員に対して注意喚起を行い、意識向上を求めた。

② 研究費により支出可能なもの・支出不可のものを具体的に例示したリストを作成し、教員に周知した。

③ 全教職員を対象としたコンプライアンス研修を実施している。

(2) 管理体制の強化に対する取組

① 事務用消耗品の購入先を学内のサプライストア等に集約・限定し、管理部門による牽制を効きやすくした。

② 検収担当の職員が研究用途とは認めがたい物品を確認した場合の報告等の、業務プロセスを仕組み化した。

③ 研究費の支出が可能かどうか各ユニットにおいて判断が難しい場合の、助言・指導体制

を整備した。

◇その他

【関係者の処分】

- ・不正使用相当額について当該教員に返還請求を行った。
- ・当該教員は既に退職している。

OIST 契約監視委員会について

1. 趣旨・役割：

OIST の設立趣旨に鑑み、OIST の調達業務において、国の制度や予算制約を十分に配慮しつつ、研究機関としてのあり方を優先に考え、最も効率の良い調達が可能となる仕組みを全く新しい発想で構築していくことが重要である。

そのためには、客観性と透明性の確保が極めて肝心であり、外部の独立した有識者で構成される委員会を設置し、委員会にて、具体的な運用についての定期的なレビュー（注1）を行うこと、また、調達業務の課題と手続き改善の取組みについての審議を行なうことにより、委員会の助言や意見を OIST の運営に反映させるものである。

（注1）競争入札（総合評価方式等を含む）及び随意契約に関して、公正性、妥当性、競争性の確保の観点から、それらの契約手続きの事後的な点検・見直し

2. 構成員：

外部有識者 7 名。任期は 2 年間。現在の委員は別紙参照。

	専門分野
1	コンプライアンス、独禁法、公共調達に関する法曹界経験者
2	コンプライアンス、独禁法、公共調達に関する学識者
3	公共事業（建設工事）に関する学識者
4	公共事業の実務（発注）に関する経験者・専門家（沖縄県）
5	行政機関・大学等におけるコンプライアンス、内部統制を専門とする公認会計士
6	地元メディア経験者（論説委員等）
7	研究機器の調達に関して経験を有するシニアマネジメント（研究機関）

*オブザーバーとして OIST 監事が参加。

3. 活動実績：

- ・ これまで 16 回の委員会を開催（年 2 回の開催）。
- ・ 当初、1 回の委員会で 6 件程度の契約レビューを行っていた。
- ・ 現在は、契約案件の事後レビュー（3 件程度）と今後の調達手続きに関する相談・報告等を実施しており、効果的な契約・入札に関する助言を得る機会を設けている。

提言等	対応・検討結果
<p>外国逐次刊行物の購入について、継続的に購入するものについては複数年契約にし、そうでないものを毎年契約するということが考えられる。</p>	<p>平成 28 年度に、化学論文の引用管理ソフトウェアの購入において、3 年継続プランを適用して契約を行った。コスト面でメリットが生じた。</p>
<p>管理部門の人数が減らされている状況にありながら業務量は減らない中で、調達部門の情報を得る力、経験はより重要である。</p>	<p>他私立大学、民間企業の取り組みについて継続的に情報収集を行う。調達部門の機能強化の一例として、研究経験のある調達コーディネータが着任。</p>
<p>教育機器の結果や、パフォーマンスを確認すること。</p>	<p>内部監査項目として研究機器設置後の稼働状況をモニタリング。</p>
<p>PDCA サイクルを取り入れた調達手続きの改善計画の策定を検討すること。</p>	<p>実績や課題を踏まえ、解決策の試行結果や期待される検証している。 事業計画に記載し、全学的な取組としている。</p>

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
契約監視委員会 設立趣旨

OIST は、1) 法律に基づいて置かれる公的な法人であること、また、2) 当面、運営資金のほとんどは国費の補助によって賄われることになることから、運営の公正性・透明性を確保し、また、資金の有効活用等を図ることが重要であり、こうした観点から日本国民に対して運営責任、説明責任をしっかりと果たしていくことが強く求められています。

世界最高水準の研究及び教育を実施する大学院大学を創るという OIST の設立趣旨に鑑みれば、国の制度や予算制約を十分に配慮しつつ、研究機関としてのあり方を優先に考え、最も効率の良い調達が可能となる仕組みを全く新しい発想で構築していくことが重要であると考えています。

OIST がこのような新しい調達の仕組みを構築し運営していくためには、客観性と透明性の確保が極めて肝心であることは言うまでもありません。ついては、外部の独立した有識者で構成される委員会において、新しい調達の仕組みや規則等の審議を経て意見を反映させておくこと、また、具体的な運用についての定期的なレビューを行うことが望ましく、それにより、財務面をはじめとして OIST のステークホルダーに対して OIST が説明責任を果たすことも可能になるものと考えております。

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
契約監視委員会細則

目次

第1条(目的及び設置).....	2
第2条(任務).....	2
第3条(構成).....	2
第4条(任期).....	2
第5条(開催).....	3
第6条(委員会への報告).....	3
第7条(審議対象の抽出).....	3
第8条(議事概要の作成及び公表).....	3
第9条(報酬等).....	3
第10条(事務局).....	3
第11条(その他).....	4
附則.....	4

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
契約監視委員会細則

平成23年11月22日

副学長(アドミニストレイティブ・コンプライアンス担当)決定

平成30年10月10日

チーフ・オペレーティング・オフィサー改訂

(目的及び設置)

第1条

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園(以下「学園」という。)の工事・物品・役務等の入札及び契約に係る監視・評価をより一層適正化するため、学園に外部の有識者により構成される契約監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条

1. 委員会は、学園における一般競争入札(総合評価方式を含む)及び随意契約に関する、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学園が実施した一般競争入札、公募・企画競争などの契約形態について、契約内容に応じた適切な手続きが適用されているか。

(2) 学園が実施した一般競争入札、公募・企画競争などの契約形態について、競争性及び透明性が確保されているか。

(3) その他委員会が必要と認めた事項

2. 委員会は、審議した契約案件にかかる手続き及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認められたときは、学園のチーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「COO」という。)に対して必要な意見の具申を行うものとする。

(構成)

第3条

1. 委員会は、委員長及び委員7名以内をもって構成する。

2. 委員長は、委員の互選により定める。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4. 委員は、契約に関して優れた識見を持つ外部の有識者の中からCOOが指名する者とする。

5. 監事は、オブザーバーとして委員会に出席できる。

(任期)

第4条

委員の任期は、2年とする。欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とす

る。

(委員会の開催)

第5条

1. 委員会は、年に2回程度、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。
2. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
3. 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
4. 緊急やむを得ない事情により、委員会が開催できない場合、委員長は、書類の会議をもって委員会に代えることができる。
5. 委員は、自己の利害に関係ある議事に加わることができない。

(委員会への報告)

第6条

1. 委員会への報告は、一定期間において学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が締結した契約を集計した一覧表を提出して行うものとする。
2. 予定価格が500万円を超えないもの及び収入原因契約は、原則として上記報告の対象から除くものとする。

(審議対象の抽出)

第7条

1. 委員会は、審議の対象となる事案の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。
2. 当番委員は、原則として前条第1項の一覧表の中から、入札及び契約方式別に、審議対象事案を抽出し、委員会において、その結果を報告するものとする。
3. 当該契約の締結を担当した関係部署の担当者等は、委員会において、入札及び契約方式ごとにこの細則の別表に掲げる事項を記載した資料を提出し、抽出事案にかかる説明を行うものとする。

(議事概要の作成及び公表)

第8条

委員会にかかる議事概要は、委員会終了後速やかに作成し、公表するものとする。

(報酬等)

第9条

学園は、委員に対し、別に定めるところにより報酬及び旅費を支給することができる。

(事務局)

第10条

委員会の事務は、学園のコンプライアンスセクションが担当する。

(その他)

第11条

この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この細則は、平成23年11月22日から施行する。

附則

この細則は、平成30年10月10日から施行する。

別表

- a. 一般競争入札(最低価格落札方式、総合評価落札方式)の場合
 - i. 契約件名
 - ii. 契約の概要
 - iii. 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
 - iv. iiiの参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由
 - v. 参加業者数
 - vi. 入札経緯及び結果の説明
 - vii. 契約業者名
 - viii. 契約金額
 - ix. その他
- b. 随意契約(公募・企画競争を含む)の場合
 - i. 契約件名
 - ii. 契約の概要
 - iii. 随意契約とした理由
 - iv. 参加業者数(公募・企画競争の場合)
 - v. 競争経緯及び結果の説明(公募・企画競争の場合)
 - vi. 契約業者名
 - vii. 契約金額
 - viii. その他

Okinawa Institute of Science and Technology School Corporation
Purpose of establishment of the Contract Review Committee

OIST is a public corporation established by a national law, and 2) for the time being, most of its operation is funded by the government. Therefore, it is important for OIST to ensure fairness and transparency of its operations, and promote the effective use of funds. From this perspective, OIST must firmly fulfill its duties of management responsibility and accountability for the people of Japan.

Given the purpose of OIST's establishment — to build a graduate school to conduct world-class research and education — we believe it is important for OIST to think first and pave the innovative way of procurement as a research organization that would enable OIST to have a new system of efficient procurement based on completely new ideas, while at the same time fully considering legal and other institutional requirements from the government and budgetary constraints.

In order for OIST to build and operate a new procurement system such as stated above, it is of paramount importance to ensure transparency and objectivity. It is therefore desirable for a committee, consisting of independent external experts to discuss such issues as a new procurement system and rules. Recommendation of opinion of such a committee should then be reflected in the way OIST is managed. It is also desirable to conduct periodic reviews on the way that the actual procurement and contract management is conducted. In this way, we believe OIST will be able to achieve accountability for the important stakeholders in OIST, from various aspects including finance.

Okinawa Institute of Science and Technology School Corporation
Detailed Stipulations for the Contract Review Committee

Table of Contents

Article 1 (Purpose and Establishment)	2
Article 2 (Duties).....	2
Article 3 (Organization).....	2
Article 4 (Term)	3
Article 5 (Holding of the Committee Meetings)	3
Article 6 (Reports to Committee Meetings)	3
Article 7 (Sampling)	3
Article 8 (Preparation and Publication of Minutes)	4
Article 9 (Honorarium, etc.)	4
Article 10 (Administration)	4
Article 11 (Others).....	4
Supplementary Provisions	4

Okinawa Institute of Science and Technology School Corporation
Detailed Stipulations for the Contract Review Committee

(November 22, 2011)

Approved by the Vice President for Administrative Compliance

(October 10, 2018)

Revised by the Chief Operating Officer

(Purpose and Establishment)

Article 1

The Contract Review Committee (hereinafter referred to as the “Committee”) comprised of outside learned experts shall be established in the Okinawa Institute of Science and Technology School Corporation (hereinafter referred to as the “Corporation”) to further optimize monitoring and assessment in respect to tenders and contracts regarding construction works, manufacturing, purchasing assets and services, etc.

(Duties)

Article 2

1. The Committee shall investigate and discuss the following items regarding the open competitive bidding (including the overall greatest value method) and the negotiated contracts.
 - (1) Whether the appropriate procedures have been applied to the contracts implemented by the Corporation regarding the open competitive bidding, public offering and proposal competition, etc.
 - (2) Whether the competitiveness and transparency have been ensured in the contracts implemented by the Corporation regarding the open competitive bidding, public offering and proposal competition, etc.
 - (3) Other matters that the Committee considers being necessary.
2. When the Committee deems that there are inappropriate points or points which should be improved in respect to the reasons and particulars relating to considered contracts or the details of reports, the Committee will make the necessary presentation of its opinion to the Chief Operating Officer (hereinafter referred to as “COO”).

(Organization)

Article 3

1. The Committee shall consist of a chairperson and not more than seven [7] members.

2. The chairperson shall be elected by and from among the members of the Committee.
3. In case, unavoidable circumstances prevent the chairperson to perform his/her duties, a committee member whom the chairperson has appointed beforehand shall perform his/her duties in his/her place.
4. Committee members shall include the individuals appointed by the COO from those with excellent knowledge of contract and related expertise.
5. The Auditors may attend the Committee as observers.

(Term)

Article 4

The term of the members shall be two [2] years with the provision that the term of replacement members shall be the remaining term of the predecessor.

(Holding of the Committee Meetings)

Article 5

1. The Chairperson shall call the meeting at half-year intervals as required.
2. Committee meetings may not be convened unless more than half of the Committee members are in attendance.
3. The proceedings of Committee meetings shall be determined by a majority of the Committee members in attendance. When there is a tie vote, the Chairperson shall make the determination.
4. When there are urgent, unavoidable circumstances and a Committee meeting cannot be held, the Chairperson may substitute a Committee meeting with a documentary review by Committee members.
5. A Committee member may not participate in proceedings in which he or she has a vested interest.

(Reports to Committee Meetings)

Article 6

1. Reports to Committee meetings shall be made by submitting the lists which tabulate the contracts concluded by the Corporation in a fixed period of time.
2. The items with target price valued less than 5.0 million JPY and income producing contracts shall, as a general rule, be excluded from being the subject of the above noted reports.

(Sampling)

Article 7

1. The Committee may delegate the administrative work relating to the sampling of projects which will be the subject of deliberations of the Committee to a member (hereafter referred to as the "Duty Member") designated in advance.

2. The sampling shall be undertaken, as a general rule, from the list of a and b by bid and contract method in advance of the Committee meeting by the Duty Member and the Duty Member shall report on the results of that sampling in the Committee meeting.
3. The explanation relating to the sampled projects shall be undertaken by having the person in charge, etc. of the related department in charge of the conclusion of the relevant contract provide materials which set forth the following matters in the supplementary table for each bid and contract method.

(Preparation and Publication of Minutes)

Article 8

Minutes relating to the Committee meeting shall be promptly prepared and published following the conclusion of the meeting.

(Honorarium, etc.)

Article 9

The Corporation can pay an honorarium and travel expenses for the Committee members as stipulated separately.

(Administration)

Article 10

The secretariat of the Committee shall be established in the Compliance Section in the Corporation.

(Others)

Article 11

Other matters necessary for the operation of the Committee in addition to the above shall be proposed to the Committee from the chairperson and determined in the Committee.

Supplementary Provisions

These Detailed Stipulations shall come into effect from November 22, 2011.

Supplementary Provisions

These Detailed Stipulations shall come into effect from October 10, 2018.

Supplementary Table

- a. In the case of an open competitive bidding (lowest price contract award method, overall greatest value method of bidding)
 - i. Contract name
 - ii. Outline of contract
 - iii. Explanation of tender participation qualification and how the qualification was established
 - iv. In the case a bidder was excluded due to the tender participation qualification of iii, the reason for exclusion
 - v. Number of participating bidder
 - vi. Explanation of bid particulars and that result
 - vii. Name of contracting bidder
 - viii. Contract amount
 - ix. Other

- b. In the case of a negotiated contract (including public offering / proposal competition)
 - i. Contract name
 - ii. Outline of contract
 - iii. Reason for making a negotiated contract
 - iv. Number of participating bidder (in the case of a public offering / proposal competition)
 - v. Explanation of competition particulars and that result (in the case of a public offering / proposal competition)
 - vi. Name of contracting bidder
 - vii. Contract amount
 - viii. Other

沖縄科学技術大学院大学
契約監視委員会
OIST Contract Review Committee

2019年5月9日現在：（五十音順）

委員氏名 Name	所属機関 Affiliation	部署名 Department	役職 Title
大淵 学 OFUCHI Manabu	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 High Energy Accelerator Research Organization	財務部 Finance Department	財務部長 Finance Director
崎濱 秀光 SAKIHAMA Hidemitsu	沖縄タイムス Okinawa Times	論説委員会 Editorial Writers	論説委員長 Chief Editorial Writer
島袋 登仁雄 SHIMABUKURO Tonio	沖縄県 Okinawa Prefecture	土木建築部 Department of Civil Engineering and Construction	建築都市統括監 Deputy Director General in charge of Construction and Urban Areas
清水 至 SHIMIZU Itaru			公認会計士 Certified Public Accountant
多田 敏明 TADA Toshiaki	日比谷総合法律事務所 Hibiya Sogo Law Office		弁護士 Attorney at Law
田中 秀明 TANAKA Hideaki	明治大学公共政策大学院 Graduate School of Governance Studies, Meiji University	ガバナンス研究科	教授 Professor
滑川 達 NAMERIKAWA Susumu	徳島大学 Tokushima University	大学院社会産業理工学研究部 Graduate School of Technology, Industrial and Social Sciences	准教授 Associate Professor

オブザーバー
Observer
オブザーバー
Observer

OIST 監事
OIST Auditor
OIST 監事
OIST Auditor

上原 良幸
UEHARA Yoshiyuki
岡本 信一
OKAMOTO Shinichi

*契約監視委員会活動実績については、本学Webページ「情報公開（10.その他の公表情報 契約監視委員会議事要旨）」を参照願います。

<https://groups.oist.jp/ja/coo/information-disclosure>